

## Dispute Resolution

Singapore

# Client Alert

April 2020

### For more information, please contact:

#### Nandakumar Ponniya

Principal +65 6434 2663 Nandakumar.Ponniya @bakermckenzie.com

#### **Tjen Wee Wong**

Principal +65 6434 2686 Tjen.Wee.Wong @bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせは、井上また は八木まで:

Yoko Inoue (井上 洋子)

+65 6434 2605

yoko.inoue@bakermckenzie.com

#### Naoko Yagi (八木 尚子)

+65 6434 2210

naoko.yagi@bakermckenzie.com

For more information on COVID-19, please visit our <u>Coronavirus</u>

Resource Centre

### COVID-19: 契約上の義務履行を一時的に救済する 新しい法案

シンガポール法務省は、来週、COVID-19が企業および個人の契約上の義務を全うする能力への影響に対処する COVID-19(暫定措置)法案(「法案」)を議会に提出、審議する。法案は清算と破産に関連する一時的な変更も行う。

本法案は、以下のような様々なカテゴリの契約に適用される:

- 建設および供給契約;
- 非居住用不動産のリースまたはライセンス契約;
- ◆ イベントのための商品及びサービスの提供に関する契約;
- シンガポールへの訪問者、国内の観光客、またはアウトバウンドの観光客、 或いは観光振興のための商品またはサービスに関する特定契約; 更に
- 銀行または金融会社から中小企業に付与された特定融資

COVID-19 により引き起こされた異例の事態を鑑み、法案は遡及効果を持ち、、2020年3月25日より前に締結または更新された契約上、2020年2月1日以降に実行されるべき契約義務に適用される。

法案は、COVID-19の蔓延が理由で義務を果せなかった取引相手に対して、一定の法的措置を取ることを禁ずる。これらの措置には、裁判および倒産処理手続きと、リース契約の終了が含まれる。

建設契約と供給契約について、法案は COVID-19 が主な理由となる、履行の遅延または不履行が発生した場合、損害賠償を支払う責任から契約当事者を解放する。また、同法的保護は、損害賠償の支払いに関する当事者間の契約上の合意を無効にする。

法案はまた、イベントや観光関連の契約の前渡金の没収に関する追加の救済を提供している。例えば、イベント会場等の提供者は、COVID-19の制限により延期されたイ





ベントについて、前渡金の全部または一部を没収することは、正当かつ公正であるとの評価判断なくして、個人の前渡金を没収できない。

法案のもう1つの重要な側面は、財政難に陥っている個人および企業の一時的な救済である。企業破産の金銭的閾値は、10,000シンガポールドルから10万シンガポールドルへと10倍に引き上げられる。個人の場合、破産の金銭的閾値15,000シンガポールドルから60,000シンガポールドルに引き上げられる。債務者が債権者の法的要求を満たすための期間も延長される。

また、通常の事業過程で負債が生じた場合には、会社の取締役は会社の支払不能期間における取引禁止から一時的に解放される。ただし、負債が不正行為により発生した場合、取締役は刑事責任を負う。

来週、法案が議会へ提出され審議された後、当事務所は法案の更なる詳細および企業への影響等について説明する。法案、または法案が御社のビジネスに与える影響について質問がある場合は、Nandakumar Ponniya または Wong Tjen Wee にご連絡ください。

#### www.bakermckenzie.com

Baker McKenzie Wong & Leow 8 Marina Boulevard #05-01 Marina Bay Financial Centre Tower 1 Singapore 018981

Tel: +65 6338 1888 Fax: +65 6337 5100